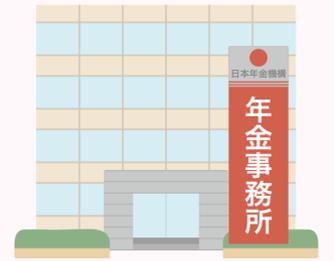


# 遺族厚生年金フローチャート



**START**

亡くなった人が厚生年金に加入していた

**Yes!**

亡くなった人の収入で生計を維持していた

**No!**

該当しない  
場合

遺族厚生年金の受給なし

亡くなった人ではない人が生計者だった

**Yes!**

**保険料納付期間中**の場合

- 厚生年金に加入中の人
- 加入中の初診日より5年以内に死亡した人
- 障害厚生年金(1級・2級)を受給していた人

※納付期間には条件があります。  
満たしていない場合は「該当しない場合」へ

**老齢厚生年金受給中**の場合

- 老齢厚生年金の受給資格を満たしていた人(受給中、未請求いずれも可)



**No!**

該当しない  
場合

亡くなった人が、  
以下のいずれかに該当する場合

- 死亡日時点では厚生年金に加入していなかった
  - 老齢厚生年金の受給者資格を満たしていない人
- 保険料納付済期間が25年未満(免除期間含む)の場合

**Yes!**

遺族厚生年金が受給可能

あなたが、以下のいずれかに該当する場合  
※ただし、優先順位上位者から受給します。

- ① 子のある妻
- ② 子のある55歳以上の夫
- ③ 18歳の年度末までの子ども
- ④ 20才未満の1級・2級の障害をもつ子ども

①～④に該当する人は  
さらに遺族基礎年金も  
受給可能です。  
(二階建て年金)

- ⑤ 子のない妻
- ⑥ 子のない55歳以上の夫
- ⑦ 55歳以上の父母
- ⑧ 18歳未満の孫
- ⑨ 55歳以上の祖父母



厚生年金に加入している ということは  
(強制的に)国民年金の被保険者でもあります

厚生年金の遺族補償(遺族厚生年金)の  
受給がない場合は、次に  
国民年金の遺族補償の対象  
になるかどうか見ていきましょう

国民年金の  
フローチャートへ